

審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名 :	道路交通法施行令
根 拠 条 項 :	第14条の2第2号
処 分 の 概 要 :	道路維持作業用自動車の指定
原 権 者 (委 任 先) :	長野県公安委員会
法 令 の 定 め :	
審 査 基 準 :	
標 準 処 理 期 間 :	7日 (ただし、行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 :	申請しようとする自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署の 交通課又は交通第二課
問 い 合 わ せ 先 :	長野県警察本部交通部交通企画課企画指導係 (電話: 026-233-0110)
備 考 :	